

安全衛生推進者養成講習のご案内

問合せ先 名古屋西労働基準協会
名古屋市中村区名駅南一丁目5番17号 ネットプラザ柳橋ビル6階

主催 (一社)名北労働基準協会

TEL 052-581-8086 FAX 052-581-8089

E-mail : info@meisei-rouki.jp

労働安全衛生法第12条は、労働者数が10人以上50人未満の事業者に安全衛生推進者または衛生推進者を選任し安全衛生業務を担当させることを義務付けています。

当協会では、下記により養成講習を実施致しますので、受講されますようご案内いたします。

- ・安全衛生推進者選任業種 (安衛法第12条の2、労安則第12条の2、12条の3)
 - イ 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
 - ロ 製造業(物の加工含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業
 - ハ 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業
- ・衛生推進者選任業種 (安衛法12条の2以下安全衛生推進者に同じ)
上記以外の業種 (各種事務所・サービス業が該当します。)

記

- 1 日 時 平成31年2月19日(火)・20日(水) 2日間
- 2 場 所 豊和工業厚生会館・会議室 (名鉄本線須ヶ口駅南改札口東南前・徒歩2分)
清須市須ヶ口1786-1 (会場に駐車場はありません)

3 講習日程

安全衛生推進者コース(2日間)

・1日目 (9:30~16:10)

- イ 安全管理(120分) ロ 安全衛生教育(60分)
- ハ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(120分)

・2日目 (9:30~16:10)

- イ 安全衛生関係法令(120分) ロ 健康の保持増進(60分)
- ハ 作業環境管理及び作業管理(120分)

4 定 員 60 名

5 修 了 証 講習全科目修了者に修了証を交付

6 受 講 料

安全衛生推進者 14,400円(テキスト代・消費税含む)

(口座番号 名古屋西労働基準協会 三菱UFJ銀行柳橋支店、普通0345841)

※ 振込手数料は振込人払いでお願いいたします。

7 申込方法

ご予約のうえ、所定の申込書に受講料(振込可)を添えて当協会まで申し込みください。(FAX可)

申込書と受講料のご入金を確認後、受講票をお渡します。

受講料納入後、都合で欠席する場合、次回に限り受講できます。